

厚岸町規則第52号

厚岸町職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

厚岸町職員通勤手当支給規則（平成23年厚岸町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を「町長」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第4条及び第5条中「任命権者」を「町長」に改める。

第11条第2項第1号中「すべて」を「全て」に改める。

第15条中「任命権者」を「町長」に改める。

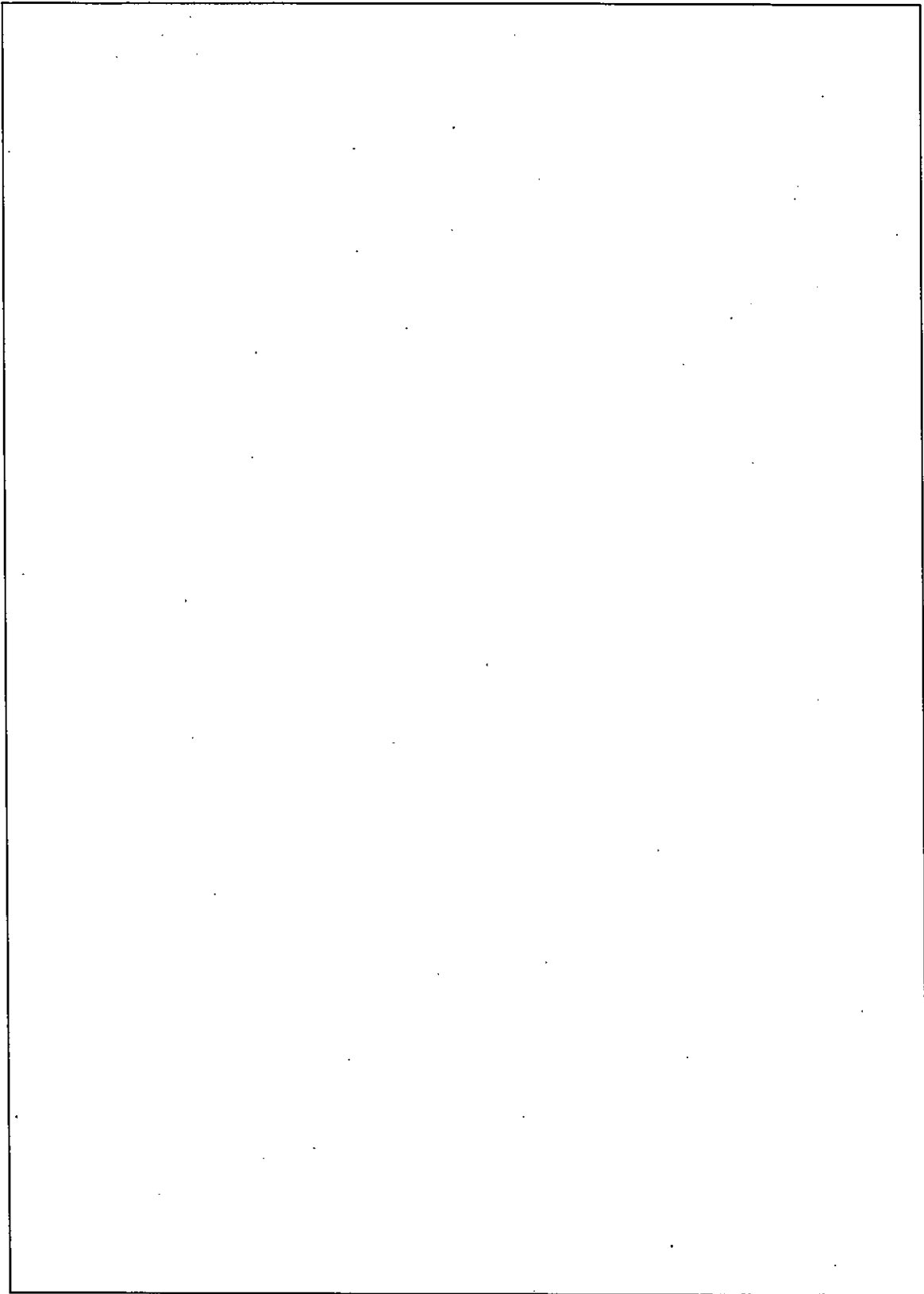
別記様式を次のように改める。

別記様式 (第3条関係)

通 勤 届 年 月 日提出

厚岸町長 様		主な届出理由			
所 属		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 勤務箇所の異動 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更			
職員番号		上記理由の発生年月日 年 月 日			
職 名					
氏 名	印				
住 居					
厚岸町職員通勤手当支給規則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。					
順路	通勤方法	通 勤 区 間	片道距離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券等の 種類及び金額
1		住 居 から	km		
		まで			
2		から	km		
		まで			
3		から	km		
		まで			
総片道距離		km	備		
総所要時間			考		
記入上の注意事項 1 この届出には、通常の通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「主な届出理由」欄には、該当する <input type="checkbox"/> 一つだけにレ印を付する。 3 「通勤方法」欄には、通勤の順路に従い徒歩、鉄道、バス、自動車等の別を記入する。 4 「片道距離 (概算)」欄には、最短の経路による距離を記入する。 5 「乗車券等の種類及び金額」欄には、定期券又は回数券の別及び金額を記入する。					
確認及び決定欄 (担当係で記載)					
支給の始期・終期		<input type="checkbox"/> 該 当	支給額 円		
年 月 日		<input type="checkbox"/> 非該当	非該当理由		
<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 改定 <input type="checkbox"/> 終了			<input type="checkbox"/> 片道通勤距離 2 km未満 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
上記のとおり確認し決定する。			備 考		
年 月 日				課 長	課長補佐
担当者 職名					スタッフ
氏名 印					

(裏)  
通勤経路の略図



記載上の注意事項

- 1 通勤経路は、住居、勤務先及び経路の建物等が確認できるように、なるべく詳細に記載すること。
- 2 徒歩、自動車又は自転車通勤の場合は、住居から勤務先までの最短距離を、鉄道又はバス通勤の場合は、通勤で使用する鉄道又はバスの運行経路及び駅又はバス停から住居又は勤務先までの経路を赤色の実線で記載すること。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。